



光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

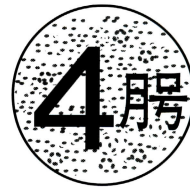
所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2015・4・10

国際特許出願

▽WIPO▽

中国19%増、日本3%減

WIPO（世界知的所有権機関）は、特許協力条約（PCT）に基づく2014年の国際特許出願状況を発表した。

出願総数は、前年比4.5%増の約21万5千件で過去最高を更新した。商標の国際出願件数も前年比2%増の47,885件にのぼり、過去最高を記録した。

国別のベスト5は、1位米国（61,492件）、2位日本（42,459件）、3位中国（25,539件）、4位ドイツ（18,008件）、5位韓国（13,151件）の順となった。前年に比べて中国が19%増で大きく伸びたのに対し、日本は3%減と対照的な結果となった。

企業別では、中国の華為技術（ファーウェイ）が初の1位。2位は初めてベスト3入りした米クアルコム、3位は中国の中興通訊（ZTE）、4位は前年1位だったパナソニック、5位は前年12位から初のベスト10入りした三菱電機となった。

華為技術は出願件数を前年より6割以上増やしたのに対し、パナソニックは約4割減らした。前年6位のシャープは14位、8位のトヨタ自動車は12位となった。

農水産品のブランド化

▽農水省▽

「地理的表示」、6月1日から導入

農林水産省は特定の産地と製法や品質、食文化が結びついた農水産品の名称を保護する「地理的表示」制度を導入する。6月1日から登録の申請を受け付ける。

地理的表示制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として登録し、保護する制度。

対象は野菜、果実、魚介類、加工食品などのほか木材などの工芸農産品。複数の生産者や加工業者で構成する団体が製法や品質で満たすべき基準を定めて農林水産相に登録を申請し、認められれば地名を冠した「地理的表示」や統一

マークを当該団体が使用できる。

商標権とは異なり、地域と気候風土、製造法、社会的な評判との結びつきや品質管理まで国が審査・チェックし、不正使用には除去を命じたり、罰則を課したりする。国内では「市田柿」（長野県）、「鹿児島黒酢」「伊勢本かぶせ茶」（三重県）「鳥取砂丘らっきょう」などの生産・加工業者が申請を検討している。

伝統的な高級農水産品が多いEUでは他地域に先駆けて1990年代に導入され、PDO（原産地呼称保護）やPGI（地理的表示保護）として制度化している。フランスの「カマンベール・ドゥ・ノルマンディー」（ノルマンディー産カマンベールチーズ）などがある。

模倣品の輸入差止

▽財務省▽

申請の有効期間を4年に延長

偽ブランド品など模倣品の流入増加に歯止めをかけるため、財務省は企業がより積極的に税関に差し止めを申請できるよう、申請の有効期限を従来の2倍の4年に延長した。

差し止め申請は、商品のロゴマークやデザインを不正に使った偽ブランド品などによる被害を防ぐため、企業が税関に取り締まりを求める措置。税関に自社製品の見分け方などの情報を伝え、効果的な取り締まりにつなげる。

差し止め申請の有効期限はこれまで2年と短く、期限が来るたびに書類などを提出し直す必要があった。企業にとっては費用がかかるため、大きな損失がないと判断した場合には申請を見送るケースも多いとみられる。申請によるコストを抑えることで申請件数が増加すれば、取り締まりに必要な情報が税関に集まりやすくなり、偽ブランド品の流入を減らす効果があるとみられる。

財務省によると、偽ブランド品などの「知的財産侵害物品」の輸入差し止め件数は、2013年と比べて14.0%増加し、過去最多を記録。増加は5年連続で中国からの輸入が全体の9割を占めている。差し止めた物品がすべて正規品と同じ価格で流通した場合の被害額は180億円にのぼると推計されている。

解説

債務不存在確認訴訟の訴えの利益

債務不存在確認請求控訴事件（知的財産高等裁判所 平成26年（ネ）第10052号 平成26年10月22日判決言渡）

〔原審 東京地裁 平成25年（ワ）第32026号〕

第1 事案の概要

本件は、控訴人（一番原告）が、被控訴人（一番被告）に対し、控訴人による控訴人製品の生産、譲渡等は、被控訴人の有する本件特許権（特許第3537377号。発明の名称：円筒式絞り機）を侵害するものではない旨主張し、被控訴人が、控訴人に対して、特許法100条1項に基づく差止請求権、廃棄請求権を有しないこと、不法行為に基づく損害賠償請求権、不当利得返還請求権を有しないことの確認を求めた事案である。

被控訴人は、本案に対する答弁をすることなく、控訴人の訴えは確認の利益を欠くものであるから不適法であるとして、訴えの却下の答弁を行った。

原審は、平成26年4月24日、控訴人の訴えを却下する旨の判決を言い渡したところ、控訴人は、同年5月7日に控訴した。

第2 争点

控訴人が訴えを提起したのは、控訴人旧製品に関する別件訴訟の和解を締結する過程において、控訴人が、被控訴人に対して、控訴人製品が本件発明の技術的範囲に属しないことの確認を求めたが、被控訴人が、技術的範囲の属否を明言することなく、回答を拒否し、控訴人製品の構成であれば当然に本件発明の範囲外と考える控訴人の主張は誤解であると伝えたためである。

原審は、被控訴人の上記対応につき、被控訴人は、控訴人製品が本件発明の技術的範囲に属するか否か明らかにしていないだけであり、本件発明の技術的範囲に属すると主張している訳ではないから、即時確定の利益がなく、確認の利益はないとして、控訴人の訴えを却下したが、これに対し、控訴人が控訴した。

第3 判決

本件控訴を棄却する。

- (1) 私的自治と自己責任の原則が妥当する私法の領域において、私人は、他の私人に対して自己の権利の有無に関して意見を求める権利を有するものではないことが原則であり、意見を求められた者がこれに回答すべき法律上の義務を負うものでもないのである。
- (2) 被控訴人が、控訴人の旧製品の構成を熟知していたという事情があるが、そうであるとしても、控訴人旧製品と控訴人製品との差異が、控訴人の説明の通り、スクレーパーの形状だけに止まるものであるのか否かは、被控訴人にとって真偽不明であり、被控訴人がこれを実際に確認したことを裏付ける資料はないから、被控訴人が控訴人製品の構成を承知していたとは認められない。
- (3) 従って、被控訴人の上記対応に際し、被控訴人は、控訴人製品の構造を確認したうえで、控訴人旧製品のY型スクレーパーを並行スクレーパーに設計変更したものと認めたわけではない。そして、被控訴人が、別件訴訟の対象ではない控訴人製品につき、別件訴訟の和解交渉の課程において、その構造を確認もせず、上申書や準備書面において何らかの発言をしたとしても、控訴人製品が本件特許権の特許請求

の範囲に属すると確定的に意見表明したとは言えない。

上記書面の一部において、断定的な表現が用いられたとしても、上記認定には左右されない。

- (4) また、現時点では、本件訂正（本件特許権に対する特許無効審判請求事件（無効2013-800218）において特許権者である被控訴人が行った訂正請求）は確定していない。そして、控訴人が指摘するこれまでの被控訴人の控訴人製品に関する言動は、いずれも本件訂正前になされたものに過ぎないから、それらが、訂正によって付加した構成要件についての充足を主張する趣旨の言動と評価する余地はないのであって、紛争の成熟性は一層低下したものと言える。また、本件訂正前の請求項を前提とした不法行為に基づく損害賠償債務の不存在確認請求自体が、当事者間の紛争解決のための法的手段として適切なものとは言えない。

従って、本件訂正が確定していない段階とは言え、確認の利益が認められないと言う結論は一層明らかと言える。

- (5) 以上により控訴人の本件訴えを却下した原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

第4 考察

本件は民事訴訟法上の確認訴訟における訴えの利益に関するものである。

確認訴訟は、制限を設けなければ無限定に広がってしまう性質を持っている。

紛争の解決を目的とする訴訟制度を利用するには、単なる抽象的な争いの確認では不十分で、具体的な紛争が存在し、これを解決するものでなければならないとされている。

このような即時確定の利益を判決の中では「紛争の成熟性」と表現している。

原審判決は、特許権に基づく差止請求権、損害賠償請求権等の不存在確認の訴えについて確認の利益があるというためには、特許権者である一番被告（本件被控訴人）が、一番原告（本件控訴人）に対し、一番原告（本件控訴人）の製造販売に係る製品等が当該特許発明の技術的範囲に属すると主張して訴訟外で差止め、損害賠償を請求し、または少なくともその意思を明確に示すことにより、原告と被告の間に特許侵害を巡る紛争が現実存在していることを要するとした上で、本件において、被控訴人（一番被告）は、控訴人製品が発明の技術的範囲に属するかを検討しておらず、現時点において特許権を行使する意思を有していないことから、確認の利益を認めることはできないと判断して、訴えを却下した。

また、控訴審も、原審の判決を是認したものである。

特許権者から警告書などを受けた者は、特許権が存在している正当な権限を有する者からの警告であるか否かの確認、警告を受けた製品等が特許発明の技術的範囲に属するか否かの検討、先使用権などの抗弁成立の可能性の検討、特許権に無効理由が存在していないか検討する先行技術調査、等を対応策として行う。そして、警告を受けた製品等が特許発明の技術的範囲に属しない場合、特許権に基づく差止請求権、損害賠償請求権等の不存在確認の訴えが対応策の一つとしてあげられることがある。

今後、実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。

以上

特許情報検索の新サイト 新しいタイプの商標も対応

■特許情報プラットフォーム開始■

特許庁は、これまでサービスを提供してきた「特許電子図書館」(IPDL)を終了し、3月23日より、新たな特許情報提供サービスとして、「特許情報プラットフォーム」(J-PlatPat)を開始した。

特許情報に対するニーズは、高度化、多様化し、インターネットの利用を通じて特許情報を迅速に提供することが求められているとして、「知的財産推進計画2014」でIPDLを刷新する方針が盛り込まれていた。

新しい特許情報提供サービスは、その略称であるJ-Plat(ぶらっと)Pat(ぱっと)にも現れているように、ユーザーが「ぶらっと」寄って、情報を「ぱっと」見つけれられるよう、気軽に利用しやすい作りにしたという。

新サービスは、特許、実用新案、意匠、商標、審決の公報、外国公報、非特許文献、審査経過情報など知財戦略に必要な基本的な情報の検索・表示機能を広くサポート。J-GLOBAL(科学技術総合リンクセンター)との連携機能を備えた公報テキスト検索、中韓文献翻訳・検索システムへのリンクなど外部サービスとの連携を

【J-PlatPatの概要】

ユーザーインターフェイスの刷新

- トップページに簡易検索入力ボックスを配置
- ボックスへの入力例の表示
- 作業段階を示すステップチャートの導入

外部サービスとの連携

- J-GLOBAL(科学技術総合リンクセンター)との連携により特許文献と非特許文献との一括検索が可能
- 中韓文献翻訳・検索システムへのリンク

色彩・音の新しいタイプの商標への対応

- チェックボックス入力により商標のタイプ別検索が可能
- 音データが添付された商標は音声再生が可能

充実させたほか、音声再生機能を付けたことなどにより「音」や「色彩」といった新しいタイプの商標にも対応できるようにした。

また、一般ユーザーが使いやすいよう、簡易なユーザーインターフェイス(トップページへの簡易検索入力ボックスの配置、入力ボックスへの入力例の表示等)や、中級者以上でもストレスのないシンプルな操作性とエキスパート検索(グローバルナビゲーション、入力ボックスのたたみ込み、論理式による検索等)も備えている。

【特許情報プラットフォーム】(J-PlatPat)

URL: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

「地域団体商標事例集2015」 活用事例や制度概要など紹介

■特許庁発行■

特許庁は、地域ブランドの保護・振興のために導入した地域団体商標制度の普及と活用を促進するため、「地域団体商標事例集2015」を作成し、公表した。2014年末までに登録された地域団体商標570件の権利者情報・紹介写真及び活用事例を掲載している。

地域団体商標は、例えば「大間まぐろ」や「米沢牛」、「下呂温泉」のような地域名と商品・役務名を組み合わせた商標。通常の商標登録では全国的に周知されている必要があるなどの要件がある一方、地域団体商標はその要件が緩和され、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認知されていれば登録が認められる。

登録件数は574件で、登録の多い分野は、①工

芸品・かばん・器・雑貨80件、②食肉・牛・鶏、③織物・被服・布製品・履物ともに56件などとなっている。

事例集では、地域団体商標として商標登録されたことで、高級ブランドとして定着し、首都圏への出荷が増えたという青森県の「大鰐温泉もやし」をはじめ、海外へブランド展開している広島県の「府中家具」など、実際の登録権利者からの声を中心に活用事例として7例を掲載。また、新たに登録された20件の「商品・サービスの特徴」を含めた地域団体商標570件の紹介とともに、地域団体商標制度の概要やQ&Aなどを掲載している。

冊子内容は特許庁ホームページからダウンロードが可能。詳しくは特許庁ホームページ http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm



審 決 紹 介

商標「博多織巻」(商品:菓子)は、引用地域団体商標「博多織」(商品:絹織物、絹織物製の和服)の文字を含むものではあるが、両商品はその業界が明確に異なり、かつ、販売場所等も相違する等、互いの商品の関連性が乏しく、取引者・需用者の共通性も低いから、これをその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需用者が引用地域団体商標を連想又は想起するとは言えず、その権利者(博多織工業組合)又は同人と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であると、その商品の出所について混同を生ずる虞はない、と判断された事例(不服2014-12553、平成26年12月5日審決、審決公報第181号)

1 本願商標

本願商標は「博多織巻」の文字を標準文字で表してなり、第30類「菓子」を指定商品として、平成24年12月11日に登録出願されたものである。

2 原査定に拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、その構成中に博多織工業組合が『福岡県博多地域に由来する製法により福岡県福岡市・久留米市・甘木市・小郡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・前原市・筑紫郡那珂川町・糟屋郡宇美町・糟屋郡志免町・糟屋郡須恵町・糟屋郡粕屋町・福津市・朝倉郡筑前町・糸島郡二丈町・佐賀県唐津市・佐賀郡川副町・佐賀郡久保田町・大分県豊後高田市・杵築市で生産された絹織物』について使用した結果、本願商標出願前から日本国内において著名な『博多織』(地域団体商標/登録第5031531号)(以下、「引用商標」という。)の文字を有してなるから、これを出願人がその指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需用者は、該商品が博多織工業組合又は同人と組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その商品の出所について誤認を生ずる虞があるものと認める。従って、本願商標は商標法第4条第1項第15号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は「博多織巻」の文字を標準文字で表してな

り、第30類「菓子」を指定商品とするものである。

他方、引用商標は「博多織」の文字を標準文字で表してなり、第24類「福岡県博多地域に由来する製法により福岡県福岡市・久留米市・甘木市・小郡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・前原市・筑紫郡那珂川町・糟屋郡宇美町・糟屋郡志免町・糟屋郡須恵町・糟屋郡粕屋町・福津市・朝倉郡筑前町・糸島郡二丈町・佐賀県唐津市・佐賀郡川副町・佐賀郡久保田町・大分県豊後高田市・杵築市で生産された絹織物」及び第25類「同絹織物製の和服」について、地域団体商標として、平成19年3月9日に設定登録されたものである。

そして、引用商標は現在においても、当該指定商品について引用商標の権利者(博多織工業組合)又はその構成員の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものである。

しかし、本願商標の指定商品「菓子」と引用商標の指定商品「絹織物、絹織物製の和服」とは、それぞれの商品を取り扱う業界が明確に異なり、取引の対象、流通経路等においても明らかに相違するものである。

また、本願商標の指定商品は、主に食品スーパー、菓子店等で販売されるものであるのに対し、引用商標の指定商品は主に和装専門店、呉服店等で販売されるものである。

さらに、同一の事業者が両商品を製造、販売等を行う蓋然性は極めて低いものといえる。

これらのことから、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品とは、その業界が明確に異なり、かつ、販売場所等も相違する等、互いの商品の関連性が乏しく、取引者、需要者の共通性も低いものと判断し得るものである。

そうとすれば、本願商標はその構成中に「博多織」の文字を含むものではあるものの、これをその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者が引用商標を連想又は想起するとは言えず、引用商標の権利者(博多織工業組合)又は同人と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であると、その商品の出所について混同を生ずる虞はないものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標は商標法第4条第1項第15号に該当するものとは言えないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和30年	商標登録第 470132号～第 471433号
〃 40年	〃 第 684822号～第 686500号
〃 50年	〃 第1149744号～第1157089号
〃 60年	〃 第1804011号～第1811599号
平成7年	〃 第2709903号～第2710196号
平成7年	〃 第3073701号～第3079200号
平成17年	〃 第4890976号～第4898842号

各年の9月1日～9月30日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成24年5月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは4月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付に

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます)。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況

	特 許	商 標
27年1月分	22,661	10,810
前 年 比	100%	120%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan_toukei_sokuho.htm